

せいかつほご
生活保護のしおり



いちのせきし ふくしじむしょ
一関市福祉事務所

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 一関市役所内

でんわ
電話 (0191) 21-2111

も く じ

1. 生活保護せいかつ ほ ごのしくみ.....2
保護費ほごひ かんがの考え方、保護費ほごひ しゅるいの種類、世帯認定せたいにんていなど
2. 生活保護せいかつ ほ ごを利用りようするには.....6
相談そうだんから審査しんさ、開始かいしまで
3. 生活保護せいかつ ほ ごが決定けつていしたら.....7
生活上せいかつじょうの注意ちゅうい、義務ぎむなど
4. 自立じりつに向けた支援む しえんについて.....11
就労支援しゅうろうしえん、就労自立給付金しゅうろうじりつきゅうふきんなど
5. よくある質問しつもん.....12
保護ほごが適用てきようされない事例じれい、車くるまの保有ほゆうなど

せいかつ ほ ご 生活保護について

せいかつ ほ ご に ほ ん こ く け ん ぽ う だ い じ ゅ う き て い り ね ん ち と び ょ う き
生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、病気
じ こ た り ゆ う じ ぶ ん ち か ら せいかつ ば あ い
や事故、その他の理由で自分の力ではどうしても生活できない場合に
た ぶ ん え ん じ ょ さ い て い げ ん と せいかつ ほ し ょ う じ ぶ ん
足りない分を援助し最低限度の生活を保障するとともに、自分の
ち か ら じ り つ せいかつ し え ん も く て き せ い ど
力で自立した生活ができるよう支援することを目的とした制度です。

じ り つ せいかつ し ゅ う ろ う け い ざ い て き じ り つ じ ぶ ん
「自立した生活」とは、就労などによる「経済的な自立」、自分で
け ん こ う か ん り に ち じ ょ う せ い か つ じ り つ し ゃ か い て き
健康を管理するなどの「日常生活での自立」と、社会的なつながりを
か い ぶ く し ゃ か い せ い か つ じ り つ
回復する「社会生活での自立」があります。

に ほ ん こ く け ん ぽ う ＜日本国憲法＞

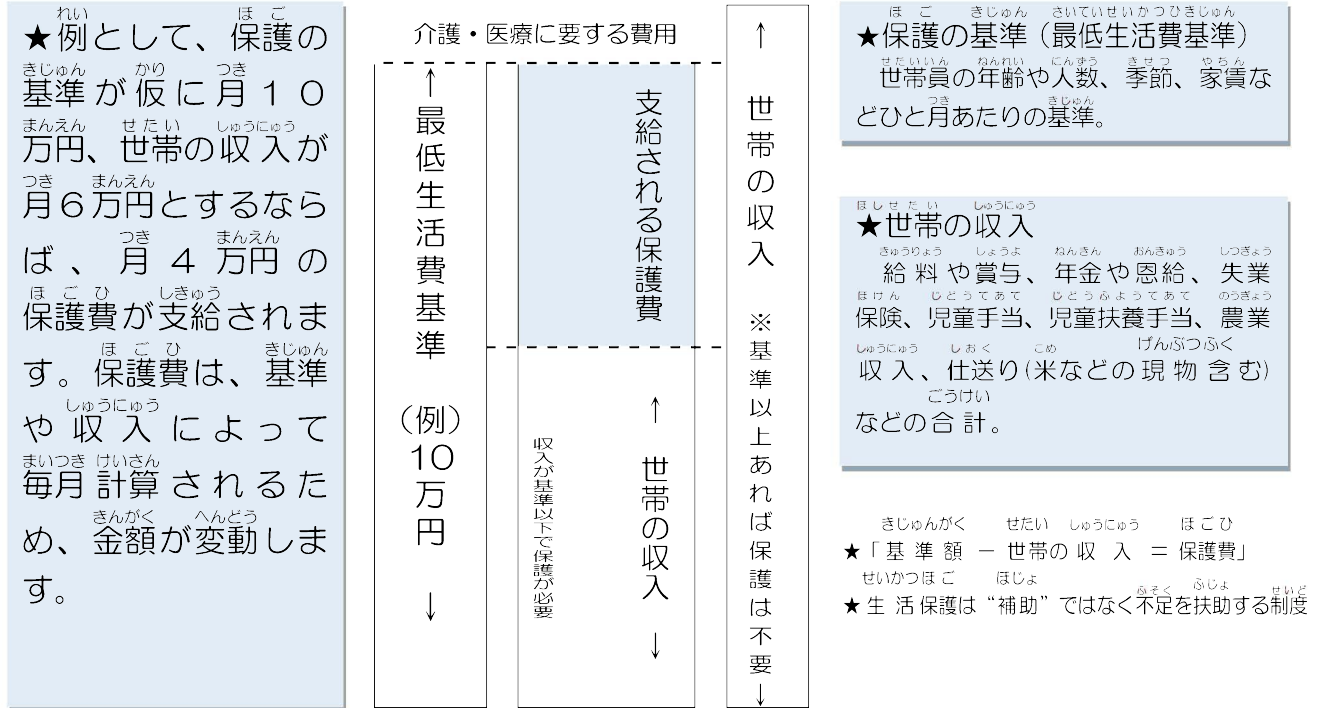
だ い じ ょ う こ く み ん け ん こ う ぶ ん か て き さ い て い げ ん と せいかつ い と な
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営
む権利を有する。

く に せいかつ ぶ め ん し ゃ か い ぶ く し し ゃ か い ほ し ょ う お よ
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及
び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

せいかつ ほ ご う こ く み ん け ん の ほうりつ さ
生活保護を受けることは、国民の権利であり、法律によって決めら
れた要件を満たす限り、誰でも利用することができます。

1. 生活保護のしくみ

保護の決定は調査に基づき、国が定める保護の基準額と世帯全体の収入を比較し生活保護が必要かを判断します。保護の基準は、世帯の状況により異なります。



生活扶助の最低生活費基準額の目安（加算や住宅扶助は含みません）

世帯構成 (例)	生活扶助基準月額 (支給額ではありません)
単身世帯 (20~64歳)	70,000円程度
単身世帯 (75歳以上)	64,000円程度
標準3人世帯 (世帯主33歳、妻29歳、子4歳)	153,000円程度
高齢夫婦世帯 (世帯主70歳、妻68歳)	111,000円程度
母子世帯 (世帯主29歳、子4歳)	140,000円程度

※基準は目安であり、世帯状況によって違います。制度の見直しにより変更されることがあります。

● せいかつ ほご しゅるい
生活保護の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい しゅるい きじゅんがく しきゅう
生活保護には次の8つの種類があり、種類ごとの基準額によって支給されます。

① せいかつ ぶじょ 生活扶助	しょくじ いふく こうねつすいひ 食事、衣服、光熱水費など ※ せせつ ねんれい にんずう きじゅんがく さだ ※ 季節、年齢、人数により基準額が定められています。
② きょういく ぶじょ 教育扶助	しょうちゅうがっこう ぎ ぶ きょういく がくようひん きょうざいだい ぎゅうしょくひ 小中学校の義務教育にかかる学用品、教材代、給食費など。
③ じゅうたく ぶじょ 住宅扶助	じゅうたく たくち か ばあい やちん ちだい かおく しゅうり 住宅や宅地を借りている場合の家賃や地代、家屋の修理 ひよう 費用など。 ※ やちん きじゅんがく ※ 家賃の基準額は、世帯人数や床面積で定められています (原則1人世帯で31,000円以下、2人世帯で37,000円 げんそくひとりせたい えん い か ふたりせたい えん 以下など)。
④ いりょう ぶじょ 医療扶助	びょういん ちりょうひ ちりょうざいりょうひ めがね ようひん 病院での治療費、治療材料費(眼鏡、ストマ用品、コルセ ット他)、通院のための交通費など。 ほか つういん こうつうひ
⑤ かいご ぶじょ 介護扶助	かいご じ こふたんぶん 介護サービスにかかる自己負担分。
⑥ しゅっさん ぶじょ 出産扶助	しゅっさん ぶんべん ひよう 出産、分娩にかかる費用。
⑦ せいぎょう ぶじょ 生業扶助	せいぎょう ひよう じぎょう しゅうろうしゅうにゅう そうか しえん 生業のための費用(事業や就労収入の増加を支援する 費用)、技能修得費、高等学校等就学費、就職支度費。 ひよう ぎのうしゅうとくひ こうとうがっこうとうしゅうがくひ しゅうしょくしたくひ
⑧ そうさい ぶじょ 葬祭扶助	せたいいんどう しぼう そうさい かそう ひよう 世帯員等の死亡による葬祭や火葬の費用 ※ せいかつ ほご とう かた もしゅ つと そうさい おこな ばあい かぎ ※ 生活保護を受けている方が喪主を務めて葬祭を行う場合に限り ます。 ※ ふようぎむしや ばあい ゆうせん ※ 扶養義務者がいる場合は、そちらが優先されます。

【臨時の生活保護費】

まいつき しきゅう ほかに、せいかつじょう りんじてき じゅよう おうじたいちじてき せいかつ ほご ひ しきゅう せいで
毎月の支給のほかに、生活上の臨時的な需要に応じた一時的な生活保護費の支給の制度があります。

いってい ようけん げんどがく しはらうまえ たんどう ごそうだん
一定の要件や限度額がありますので、支払う前に担当ケースワーカーへご相談ください。

(例) アパートの ばいやくこうしんりょう つういんじ こうつうひ だい みと ばあい など
アパートの契約更新料、通院時の交通費(タクシー代は認められた場合のみ) など

● 世帯の認定について

生活保護は、原則として個人単位ではなく「世帯単位」で適用されます。世帯には、同じ家庭に住む夫婦、親子、兄弟はもちろん同居人も含まれます。住民登録で世帯を分離していても、生計がひとつの場合は原則として同一世帯として認定されます。この他、入院中や介護老人保健施設に入所されている方については、実態によっては同一世帯と認定する場合があります。



● 補足性の原理

生活保護は、定額給付ではありません。資産・能力の活用、親族の扶養、他法扶助が優先され、あらゆるものを活用してもなお最低生活が維持できない場合に、足りない分を扶助する制度です。

※扶助とは：「助けること、援助」

① 資産の活用

預貯金、生命保険、自動車、有価証券、高価な貴金属、利用していない土地など、活用できる資産がある場合は、売却や解約をして生活費に充てていただく場合があります。（資産の内容や状況によっては、保有を認められる場合もありますので、ご相談ください）

② 能力の活用

働くことが可能な方は、その能力に応じて働く必要があります。求職活動中の方は、早く仕事が決まるよう、より一層の求職活動に努めてください。



③ 扶養義務について

親、子、兄弟姉妹などから援助を受けることができる場合には、優先して援助を受けてください。※なお、援助が可能な親族がいるからといって、生活保護の利用ができないということではありません。

福祉事務所では、親族に対して援助の可能性について照会を行います。DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもありますので、事前にご相談ください。

④ ほかの制度の活用

生活保護以外にも、年金や各種手当、自立支援医療などの医療費助成など、生活を助ける様々な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して利用していただきます。

また、活用が可能な制度によっては、一関市社会福祉協議会や児童相談所など、他機関の利用を勧めたり、一緒に相談を受ける場合があります。

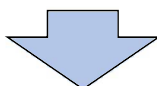


2. 生活保護を利用するには

1 相談

お困りの内容について、まずはご相談ください。

生活状況や資産状況、家族や親族との交流状況などを確認します。相談の際、プライベートな部分などは可能な範囲で構いません。電話での相談も可能です。

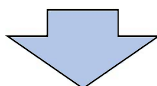


2 申請

生活保護を利用したい方は申請書類を提出して下さい

本人の意思で申請することが必要です。何らかの事情で本人が申請できないときは、親子、兄弟姉妹などが代理ですることでもできますのでご相談ください。

緊急性が明らかなきは、福祉事務所の判断で生活保護を開始することがあります。



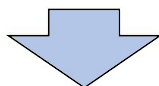
3 調査

生活状況、資産状況、親族等への調査を行います。

担当職員がご自宅や病院などを訪問し調査しますのでご協力をお願いします。申請内容が事実と異なっていたり、調査に協力をいただけない場合は、却下となる可能性があります。

各関係機関に、資産や預金などの状況を調査するほか、親・子・兄弟姉妹などの扶養義務者に、金銭的援助や交流が可能かどうかの調査をします。

また、調査期間中であっても、福祉事務所から生活保護法に基づいた指導や指示を行うことがあります。



4 開始

生活保護申請に対する審査結果をお知らせします。

調査結果により、申請のあった日から14日以内（特別な事情などにより調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に保護を利用できる（決定）か利用できない（却下）かを審査し、結果をお知らせします。決定後に保護費の支給と、自立に向けた支援が開始されます。

※ 初回の保護費の支給に支給決定から更に1週間程度要する場合があります。

→（※開始後の注意事項などは次のページから）

3. 生活保護が決定したら

● 生活保護が決定すると

生活保護が決定すると、各種制度の減免や変更手続きをする必要があります。「生活保護決定通知書」が届いたら、速やかに手続きを行ってください。

手続きの例

手続き	必要なもの	担当課・手続き先など
住民税の減免手続き	決定通知書、印鑑	本庁市民税課（4番窓口） 各支所市民福祉課
自立支援医療の変更	決定通知書、自立支援医療受給者証	本庁福祉事務所（10番窓口） 各支所市民福祉課、東部、北部推進室
NHK受信料の免除	印鑑	本庁福祉事務所（11番窓口） 事務所で減免申請書類を記載してください。
高校授業料の減免手続き	各高校に相談してください	各高校に相談してください

※ 主な手続きのみ記載しています。上記以外についても、後日必要な手続きの案内が届く場合がありますので、ご対応ください。必要書類などは世帯状況によって異なる場合があります。詳細については担当課、手続き先などへお問い合わせください。

※ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証などは、生活保護の開始日から使用できなくなります。保護決定となり、保険証がお手元にある方は福祉事務所にお渡しください。



● 生活保護を利用する方の権利

生活保護の利用にあたっては、次の権利が保障されます。

- ・ 資産や収入などの条件を満たせば、すべての方が生活保護を受けることができます。
- ・ 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を停止または廃止されたりすることはありません
- ・ 保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせします。福祉事務所が行った

保護の決定内容について、不服がある場合には、決定を知った日の翌日から3か月

以内に岩手県知事に対し審査請求を行うことができます。



● 生活保護を利用する方の義務

(1) 生活維持向上の義務

生活保護を利用している間は、常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努める義務があります。

- ・ 働ける方は、ハローワークに出向くなどし、求職活動を行い早く仕事が決まるように努めてください。就労が決まるまで、定期的に求職活動状況届を提出していただきます。
- ・ 家賃、ガス、水道、電気料金などの滞納はしないでください。
- ・ 病気のため働けない方は、病院を受診し、治療に努めてください。
- ・ 飲酒や遊興で保護費を浪費しないようにしてください。
- ・ 消費者金融（サラ金）など借金（負債）は、生活保護では解決することができません。一関市消費生活センター（一関市役所生活環境課内）などに、相談をしてください。また、原則として生活保護を利用している間は借金をすることはできません。

(2) 届出の義務

生活保護を利用している間は、収入や世帯構成の異動などについて、速やかに届出をしていただきます。届出が遅れたり、故意に隠した場合、保護費の返還や廃止となる場合があります。



① 収入に関すること

- 仕事が決まったとき、給料や賞与をもらったとき。
- 失業給付、労働者災害補償金、退職金などをもらったとき。
- 年金、仕送り、恩給、児童扶養手当などをもらい始めた、額が変わったとき。
- 資産や財産（土地、家屋、生命保険など）を処分したり、もらったとき。
- 家賃、地代が変わったとき。
- 福祉事務所から、定例の収入申告書の提出を求められたとき。

てきせい しんこく 適正な申告がされると

【就労収入における控除】

- 基礎控除：支給された金額に応じて、一定の金額が控除されます。
- 20歳未満控除：未成年者の場合、基礎控除に加え一定金額が控除されます。
- その他必要経費：社会保険料、通勤交通費など必要経費が控除されます。

【高校生のアルバイト収入の取扱い】

高校生のアルバイト収入のうち、在学時の授業料の不足分、修学旅行費、進学に向けた塾代、大学・専門学校の入学金、就職に必要な自動車運転免許の取得など、早期自立に充てられると認められたものは、収入対象外として取り扱うことができます。

※ その他、災害による見舞金や補償金など、自立更生のために充てられると認められた金額についても、収入対象外として取り扱うことができる場合があります。届出をするときに相談してください。

② 自分自身や家族に変わったことがあったとき

- ・ 転入、転出などで家族の構成が変わったとき、住所が変わるとき。
- ・ 出産、死亡、入院、退院、結婚、離婚など生活状況が変わったとき。
- ・ おおむね1週間以上、家を空けるとき。
- ・ 会社の健康保険（家族を含む）が使えるようになった(使えなくなった)とき

③ 病院にかかるとき

生活保護が決定すると、国民健康保険証等は市に返還となります。病院にかかるときは、傷病届を提出していただき、その内容が妥当であれば病院に提出する診療依頼書または要否意見書をお渡しします。無届けでの受診は、全額自己負担となる場合があります。



(3) 指導指示事項を順守する義務

福祉事務所から、生活の維持、向上、その他必要に応じて指導や指示を行うことがあります。指導指示に対する改善が認められない場合は、生活保護の停止または廃止につながる場合があります。指導指示の例は次のとおりです。

- ・ 働ける能力、条件があるのに働こうとしないとき。
- ・ 保有を認められない資産（土地、自動車、生命保険など）があるのに、活用や処分をしないとき（他人名義の自動車を使用することも認められません）。
- ・ 治療が必要なのに受診をしないとき、医師の指示に従わないとき。
- ・ 担当職員が行うご自宅等への訪問や調査に協力しないとき。



● 保護費の返還

「資力」があるにもかかわらず、すぐに活用できないために保護を受けた場合、あとで活用できたときには、その分の保護費を返還していただくことになります。

※ 「資力」とは、遡って受給した年金や損害賠償金、土地売却金など多様に渡ります。

例) 申請時に手持金が少額で受給が開始されたが、手続きをすれば保護申請前からもらえる年金があったとき、など。

● 保護費の徴収

偽りの申告などで保護費を不正に受給したときは、それまでに支給した保護費を徴収します。場合によっては、詐欺罪となり刑法の規定による処罰を受けることがあります。

4. 自立に向けた支援について

● 就労支援について

福祉事務所では、就職や社会参加に向けて、就労支援相談員による求職活動支援を行う「就労支援プログラム」を実施しています。

就労支援相談員は、担当ケースワーカーと連携して、仕事探しや就労に向けた情報提供を行い、就労を支援します。



● 就労自立給付金

安定した職業について就労収入が増加した場合などにより生活保護を必要としなくなったときは、「就労自立給付金」が支給される場合があります。手続きについては、担当ケースワーカーにご相談ください。



5. よくある質問

Q 申請しても保護が適用されない場合はどのようなものがありますか？

A 主に、次のような場合です。

- ・ 預貯金、生命保険の返戻金などすぐ活用できる資産があり、基準以上の収入となる場合。
- ・ 生活保護以外の制度を利用すると基準以上の収入がある場合。
- ・ 65才以上のみで構成されている世帯で、所有する居住用不動産の評価額が概ね500万円以上の場合で、生活保護を受けることとなった場合、社会福祉協議会が行う「長期生活支援資金」の貸付制度を活用することが出来た時点で生活保護は廃止となります。
- ・ 働ける状態であるのに働こうとしない場合。
- ・ 暴力団員である場合。
- ・ 過去に年金担保貸付を利用し生活保護を受け再度年金担保貸付を利用し申請した場合。など

※ ただし、いずれも申請された方の状態に応じて個別の判断が必要な場合もありますので、詳しくは申請時に相談してください。

Q 土地などの資産や加入している生命保険がありますが、申請は可能ですか？

A 申請は可能です。

- ・ 土地などの資産を持ちながら保護を開始した場合、保有が認められない資産については、売却など処分するよう努めていただき、売却したお金でそれまで支給した保護費を返還していただきます。
- ・ 生命保険は、その保険を継続加入できるかを判断します。解約時の返戻金が申請者の保護の基準額を上回る場合は保護を受けられない場合があります。また、継続加入が認められ保護が開始になった場合、保険金を受け取った際は、その分の保護費を返還していただきます。

くるま しょぶん せいかつ ほ こ しんせい
Q 車を処分しないと生活保護の申請はできないのですか？

しんせい かのう
A 申請は可能です。

くるま ほゆう しょう げんそくみと つうきんとう しじょう しょう きぼう
車の保有と使用は、原則認められていません。通勤等の事情により、使用を希望
する場合は申請が必要です。

しんせい ないよう かくにん か ひ ほんだん ほゆう しょう みと
申請内容を確認し、保有の可否を判断しますが、保有と使用を認められなかった
場合は、車を速やかに処分する必要があります。

くるま ほゆう しょう みと ばあい
Q 車の保有や使用が認められるのはどのような場合ですか？

みと ばあい
A 以下のような状況で認められる場合があります。

しんせい しんさ ひつよう しょう みと ばあい
なお、事前の申請と審査が必要となり、使用が認められた場合でも、
もくてき しょう せいげん
その目的のみに使用が制限されます。

(例)

- げんざいしゅうろうちゅう こうきょうこうつうきかん つうきん むすか ばあい
・ 現在就労中で公共交通機関での通勤が難しい場合
- つういん しょう ばあい こうきょうこうつうきかん りよう むすか ばあい
・ 通院に使用する場合で公共交通機関などの利用が難しい場合
- しょうがいしゃ かた つういん つうしょ ばあい しょうがい じょうきょう こうきょうこうつうきかん
・ 障害者の方が通院や通所する場合で、障害の状況により、公共交通機関を
りよう することが いちじる こんなん ばあい
利用することが 著しく困難な場合
- くるま しょぶん いっていきかん さいちゅう げつ ほゆう みと ほう しょうらい しりつ
・ 車を処分するよりも、一定期間（最長6か月）保有を認めた方が将来の自立
につながる場合



れい げんざいしつぎょうちゅう しゅうろう き ばあい つうきんよう しょう
(例) 現在失業中だが、就労が決まった場合の通勤用として使用したい。

※ この場合は、保有が認められても使用はできません。

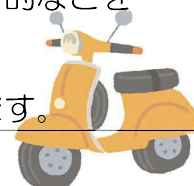
じょうき あ ばあい ちりてきしょうけん くるま しょぶん ちから いしけいひ
※ 上記に当てはまる場合であっても、地理的条件、車の処分価値、維持経費の
ねんしゅつほうほう ふく そうごうてき ほゆう しょう か ひ ほんだん
捻出方法なども含め、総合的に保有や使用の可否を判断します。

ほゆう しょう みと
Q オートバイの保有や使用は認められていますか？

みと ばあい
A 認められる場合があります。

はいきりょう い か しょうぶん ちから おも しょうもくてき
排気量125cc以下のオートバイについては、その処分価値や主な使用目的などを
かくにん ほゆう か ひ ほんだん
確認したうえで、保有の可否を判断します。

こ くるま と あつか じゆん ほんだん
125cc を超えるオートバイについては車の取り扱いに準じて判断します。



そうだんまどぐち
<相談窓口>

いちのせきしふくしじむしょ
一関市福祉事務所

〒021-8501 いちのせきしたけやまちょう いちのせきしやくしよない
一関市竹山町7-2 一関市役所内

でんわ
電話 (0191) 21-2111

ししよ せいかつほごかん そうだんまどぐち
<支所における生活保護に関する相談窓口>

はないずみししよ しみんふくしか
○花泉支所 市民福祉課 ☎82-2215

〒029-3105 いちのせきしはないずみちようわくつあざいちのまち
一関市花泉町涌津字一ノ町29

だいとうししよ しみんふくしか
○大東支所 市民福祉課 ☎72-4077

〒029-0711 いちのせきしだいとうちようおおはらあざかわうち
一関市大東町大原字川内41-2

せんまやししよ しみんふくしか
○千厩支所 市民福祉課 ☎53-3940

〒029-0803 いちのせきしせんまやちようせんまやあざきたかた
一関市千厩町千厩字北方174

ひがしやまししよ しみんふくしか
○東山支所 市民福祉課 ☎47-4530

〒029-0302 いちのせきしひがしやまちょうながさかあざにしもとまち
一関市東山町長坂字西本町105-1

むろねししよ しみんふくしか
○室根支所 市民福祉課 ☎64-3805

〒029-1201 いちのせきしむろねちようおりかべあざはちまんおき
一関市室根町折壁字八幡沖345

かわさきししよ しみんふくしか
○川崎支所 市民福祉課 ☎43-2115

〒029-0202 いちのせきしかわさきちよううすぎぬあざすわまえ
一関市川崎町薄衣字諏訪前137

ふじさわししよ しみんふくしか
○藤沢支所 市民福祉課 ☎63-5304

〒029-3405 いちのせきしふじさわちようふじさわあざまちうら
一関市藤沢町藤沢字町裏187